

佐賀市高木瀬町大字東高木 1319 番地百武康邦ほか 18 名から認可申請の高木瀬土地改良区設立のことは、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 28 年 5 月 12 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号 849-0925 佐賀市八丁畷町 8 番 1 号)に提出してください。

平成 28 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

土地改良区事業計画書及び定款の写し

2 縦覧の期間

平成 28 年 3 月 30 日から平成 28 年 4 月 27 日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所